

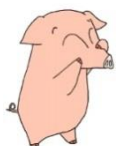
県北家畜衛生通信 第51号 平成29年2月



岩手県県北家畜保健衛生所
岩手県北家畜衛生協議会

目次

またまた韓国で口蹄疫！ ～侵入防止、早期発見、直ちに通報を！～	1
今年も、定期報告を提出しましょう！！	3
全養鶏場で緊急消毒を実施中！！	4



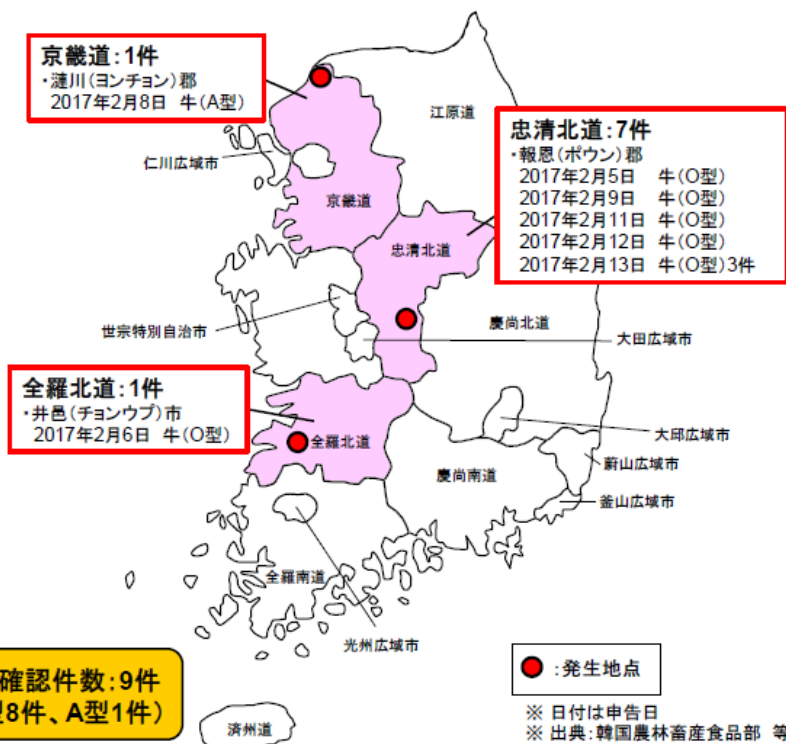
またまた韓国で口蹄疫！ ～侵入防止、早期発見、直ちに通報を！～



韓国で、今年2月口蹄疫（O型、A型）が牛で発生しました。韓国では、平成28年3月以来、約11ヶ月ぶりの発生となります。これまでに6戸の牛飼養農場で発生が確認され、338頭の殺処分（2月10日現在）が実施されました。緊急ワクチン接種と移動制限、消毒の徹底が実施されています。

2017年2月14日現在

韓国における口蹄疫の発生状況 (2017年2月以降)



韓国

〔慶尚北道〕
2014年7月23日(O型)豚
2014年7月27日(O型)豚
2014年12月30日～2015年3月31日(O型)豚、8件
〔慶尚南道〕
2014年8月6日(O型)豚
〔忠清北道〕
2014年12月3日～2015年3月30日(O型)豚、35件
2015年2月5日(O型)牛
2017年2月5日～2月13日(O型)牛、7件
〔忠清南道〕
2014年12月16日～2015年4月28日(O型)豚、69件
2015年4月28日(O型)牛
2016年2月17日～3月29日(O型)豚、19件
〔京畿道〕
2014年12月29日～2015年4月21日(O型)豚、53件
2015年1月5日～2月6日(O型)牛、3件
2017年2月8日(A型)牛
〔世宗特別自治市〕
2015年1月7日～2月7日(O型)豚、2件
〔江原道〕
2015年2月8日～4月14日(O型)豚、11件
〔仁川広域市〕
2015年3月23日～3月26日(O型)豚、2件
〔全羅北道〕
2016年1月11日～1月13日(O型)豚、2件
2017年2月6日(O型)牛

発生確認件数: 9件
(O型8件、A型1件)

次頁に続く

発生した口蹄疫ウイルス（O型）を遺伝子解析した結果、近年、韓国国内で発生した口蹄疫ウイルスと異なる系統のウイルスであり、東アジア、中東及びロシアで確認されたウイルスと近いことが確認されました。また、既存発生型の血清型（O型）ではないA型のウイルスの発生も確認されています。

日本に地理的に近く、人の往来や物流の盛んである韓国や中国で発生が継続していることから、本国への口蹄疫ウイルスの侵入リスクは高い状況が続いております。

今後とも、侵入防止のため、「飼養衛生管理基準」の遵守を徹底してください。

発生予防の徹底をお願いします！

- 農場の出入口に看板を設置するなどにより、関係者以外の立入を制限しましょう。
- 農場に持ち込む物品や出入りする車両の消毒を徹底しましょう。
- 農場や畜舎の出入口に踏込消毒槽等を設置することにより、出入りする人の靴底の消毒を徹底しましょう。
- 従業員の方も含め、口蹄疫が発生している国への渡航は可能な限り控えるとともに、これらの国の農場からの郵便物等は衛生管理区域に持ち込まないようにしましょう。
- 毎日、飼養家畜の健康観察を行いましょう。
- 口蹄疫を疑う症状を呈している家畜を発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報しましょう。



今年も、定期報告を提出しましょう！！



平成22年に発生した宮崎県の口蹄疫が契機となり、平成23年に家畜伝染病予防法（以下、家伝法）が改正されました。家畜所有者は、伝染病発生時の被害を最小限に止めるため、『飼養衛生管理基準の遵守』（家伝法第12条の3）及び『定期の報告』（家伝法第12条の4）が義務になったところです。

これらについて平成28年に再検討が加えられ、主に下記のとおり内容が変更になりました。

変更点① 飼養衛生管理基準：チェック項目の追加・変更

変更点② 定期の報告

昨年度と変更がなければ、見取り図や埋却地等の添付様式が省略可能

次頁に続く

定期報告書の提出

以下に定める家畜の所有者は、毎年、管轄する家畜保健衛生所に報告することが義務づけられています。家畜・家きんを飼養されている方は、1頭、1羽でも報告が必要なので、全ての家畜についてご記入ください。

◆家畜の飼養頭羽数の報告基準日と報告期限

	家畜の区分	報告基準日	報告期限
家畜	牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、およびいのしし	毎年の2月1日 現在の頭数	毎年4月15日 まで
家きん	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥	毎年の2月1日 現在の羽数	毎年6月15日 まで

◆提出先

○岩手県県北家畜保健衛生所（郵送、持参、FAX）

〒028-6222 岩手県九戸郡軽米町大字山内23-9-1
電話：0195-49-3006 FAX：0195-49-3008

○お住まいの市町村、農協の畜産担当窓口を経由して提出することも可能です。

◆未提出だと…

- ・度重なる督促にも関わらず定期報告が未提出の場合、罰せられる場合があります。
- ・口蹄疫等、海外悪性伝染病が発生し被害があった場合でも、国からの手当金が減額されることがあります。



**定期報告は、毎年必要です！
忘れずに提出しましょう！**

忘れないように…



全養鶏場で緊急消毒を実施中！！



昨年11月以降、国内では野鳥及び家きんでの高病原性鳥インフルエンザが頻発しています。(H29.2.15現在)

これまでに、家きん農場では7道県10農場で138万4千羽が処分され、野鳥では21都道府県212事例、うち岩手県では5市1町18羽から、H5N6亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されています。

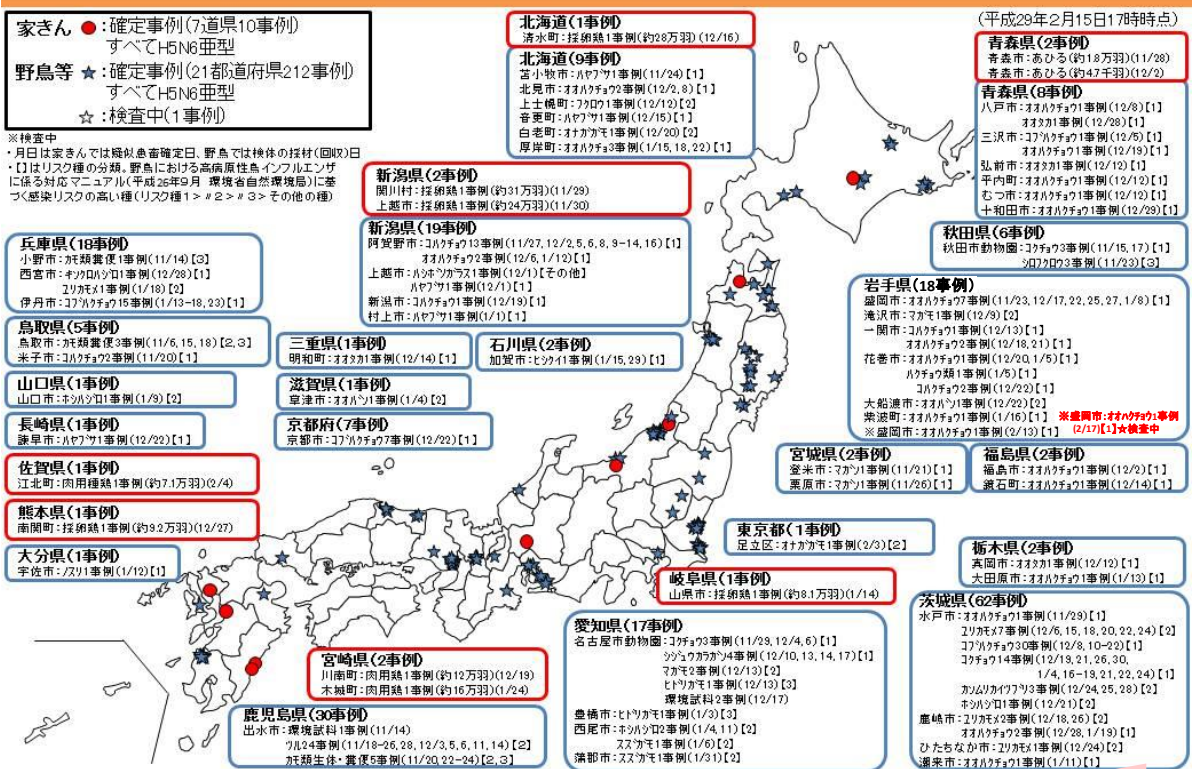
岩手県で野鳥からのウイルス検出は、2月17日回収分まで確認されています。今後、渡り鳥の北帰行が始まる時期を向かえ、再度、国内でウイルスの動きが活発化するおそれがあることから、農林水産省の緊急事業を受け、本県でも100羽以上の家きんを飼養する農場を対象に緊急消毒のため、消石灰散布を実施します。

3月下旬にかけ、雪解けの状態を見ながら、全ての養鶏場で消石灰消毒が順次行われる予定です。

また、今年度2回目の飼養衛生管理基準の遵守状況の確認もあわせて実施中です。

依然として、高病原性鳥インフルエンザの発生リスクは高いことを忘れず、野生動物の侵入防止対策や消毒の励行等、ウイルス侵入防止対策の徹底を継続願います。

国内における高病原性鳥インフルエンザの発生・検出状況(平成28年11月以降)



《発行元・問い合わせ先》

岩手県北家畜保健衛生所
岩手県北家畜衛生協議会

電話: 0195(49)3006
FAX: 0195(49)3008
電話: 0195(49)3040